

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
特定社労士をしながら、さいたま地裁の労働審判員として、多くの労働審判に携わった。(元労働審判員)
河原社会保険労務士事務所 河原 清市
埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554
メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

始業前に準備体操や職場内清掃をさせることは、労働時間になりますか？

先日、顧問先の方から始業前に準備体操や職場内の清掃を必ず従業員にはさせているが、これってやばくないですか？という相談を受けました。そこで、今から4年前の「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」を私たちは、読みことで労働時間についてを理解する上で、大変参考になります。(厚労省 2017年1月20日策定)

○ 労働時間の考え方

労働時間とは、使用者の指揮命令下に置かれている時間のことをいい、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は労働時間に当たる。そのため、次のアからウのような時間は、労働時間として扱わなければならないこと。ただし、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間については労働時間として取り扱うこと。

なお、労働時間に該当するか否かは、労働契約、就業規則、労働協約等の定めのかんによらず、労働者の行為が使用者の指揮命令下に置かれたものと評価することができるか否かにより客観的に定まるものであること。また、客観的に見て使用者の指揮命令下に置かれていると評価されるかどうかは、労働者の行為が使用者から義務づけられ、又はこれを余儀なくされていた等の状況の有無等から、個別具体的に判断されるものであること。

ア 使用者の指示により、就業を命じられた業務に必要な準備行為(着用を義務付けられた所定の服装への着替え等)や業務終了後の業務に関連した後始末(清掃等)を事業場内において行った時間

参考判例

三菱重工業長崎造船所(最高裁 2000年 3月 9日)事件

- ① 午前の始業時間前に入退場門から事業内に入って更衣所等までの移動
 - ② 更衣所での作業服及び保護具等の装着・準備体操場までの移動、
 - ③ 資材等の受出し及び月数回の散水、
 - ④ 午前の終業時刻後の作業場又は実施基準線から食堂までの移動時間または現場控所等における作業服及び保護帽等の一部を脱離する時間
 - ⑤ 午後の始業時刻前の食堂等から作業場又は準備体操場まで移動し、また脱離した作業服及び保護具等の再装着するまでの時間
 - ⑥ 作業場から更衣所までの移動・作業服及び保護具等の脱離
 - ⑦ 手洗い、洗面、入浴を行い、また洗身、入浴後に通勤服を着用する時間
 - ⑧ 更衣所等から右入退場門まで移動して事業場外に退出する
- 以上が労働者側の請求された労働時間であったが、

最高裁は②、③、⑥のみの

各行為が、企業側の指揮命令下に置かれた労働時間と評価できる。とした。

- イ 使用者の指示があった場合には即時に業務に従事することを求められており、労働から離れることが保障されていない状態で待機等している時間(いわゆる「手待時間」)
- ウ 参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練の受講や、使用者の指示により業務に必要な学習等を行っていた時間

○ 労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

(1) 始業・終業時刻の確認及び記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、これを記録すること。

(2) 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

使用者が始業・終業時刻を確認し、記録する方法としては、原則として次のいずれかの方法によること。

ア 使用者が、自ら現認することにより確認し、適正に記録すること。

イ タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録すること。

「参考」 労災と労働時間との関係は、

労働時間評価の目安と脳・心臓疾患発症の因果関係について

時間外労働が、

月100時間超または発症前2～6か月間に 1か月当たり80時間を超えると

業務と発症とに関連性が強いと言われています。

2019年12月 セブンイレブンで、大規模な残業代の未払いが発覚しました。

そのことをきっかけとして、セブンイレブンの現役アルバイトや経験者から最悪な労働実態がより明るみになりました。

事例1. セブンで働くある朝日新聞の読者は、勤務時間の30分～60分前に店に来て、

掃除などをすることが求められている。

→清掃をしなければならないのならば、労働時間とみなされます。

事例2. コンビニのバックヤード(一般に従業員の休憩場所や商品の在庫が置かれている。)での休憩

中も、店内をチェックして混雑の時はレジに入るように指示されている。

→休憩時間とは、労働時間の途中において権利として労働から離れることを保障される時間である。そこで、混雑時はレジに入るように指示されることは、労働から解放されていないことです。待機時間と考えられる。この場合も労働時間とみなされます。

労基法第34条休憩について、3項に自由に利用させなければならないと書いてあります。

事例3. セブンに雇用されたとき、雇用契約書がバイト・パートに渡されないという事実があります。

→労基法第15条に労働契約締結時において、労働者に賃金、労働時間等を明示しなければならないとあります。

事例4. 高校生バイトにタイムカードを押させた上で、深夜まで働かせていた。

→労基法第61条 使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。